

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例  
東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

第五条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

（宿泊療養施設の確保等）

第五条の二 都は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、宿泊療養施設の確保に努めるものとする。

2 都は、宿泊療養施設に入所する患者等に対して、医師、看護師等による健康管理を行うための体制の整備に努めるものとする。

（自宅療養者に対する支援）

第五条の三 都は、居宅等において療養する患者等に対し、その居宅等の所在地を管轄する保健所と協力して、居宅等において療養するために必要な生活物資の供給及び健康管理を行うための体制の整備に努めるものとする。

（保健所の機能強化）

第五条の四 都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施できるよう、必要な公衆衛生医師（保健所において公衆衛生に従事する医師をいう。）の確保に努めるものとする。

2 都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、特別区又は保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）に対し、当該特別区又は保健所設置市が適切な対策を実施できるよう職員の派遣等必要な支援に努めるものとする。

第六条第三項中「保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）」を「保健所設置市」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（差別の禁止）

第十四条の二 都民及び事業者は、患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患し

ていること又はより患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 都は、前項に規定する不当な差別的取扱いについて、その防止のための普及啓発活動を行うとともに、その解消のための相談体制を整備するものとする。

3 都は、第一項に規定する不当な差別的取扱いについて、国の人権擁護に関する制度等と連携して、実効性ある人権侵害の救済が図られるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高めるための規定を設けることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する必要がある。